

役員等報酬規程

社会福祉法人広行福社会

社会福祉法人広行福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広行福社会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事のことをいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは職務執行の対価として受け取る金銭をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている理事に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の総額)

第4条 役員等の報酬の総額は次のとおりとし、総額の範囲内で支給する。

- (1)理事……年間32,000円
- (2)監事……年間36,000円
- (3)評議員……年間16,000円

(報酬の算定)

第5条 役員等の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第6条 役員等の報酬は、理事会、評議員会及び監査など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬は、現金により本人に支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経たのち評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規則は平成 29 年 6 月 20 日に施行する。

この規則は平成 30 年 2 月 7 日から施行する。

別表 1

	日 額
理事会、評議員会等会議への出席	4,000 円
上記の他、法人業務のための出席	4,000 円